お　知　ら　せ

令和８年 10 月 28 日
愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
（ 行 政 経 営 課 ）

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会の開催について

標記委員会を次のとおり開催（全部公開）しますので、お知らせします。
なお、会議資料は、当日会場で配布します。

記

１　開催日時
　令和８年 11 月６日（金）15：00～16：30
２　開催場所
　愛媛県庁第二別館　10 階　1004 会議室
３　議題等
（１）「愛媛県行政改革大綱(新ステージ)」の取組状況及び第三次改訂について
（２）次期行政改革大綱の策定に向けた意見交換
（３）令和８年地方分権改革に関する提案募集の状況について（報告）
４　傍聴
（１）傍聴者の定員　　５名
（２）傍聴の希望
①　傍聴希望者は、令和８年 11 月４日（水）17：00 までに、電話、ＦＡＸ又は電子メールにより住所、氏名及び連絡先の電話、ＦＡＸ番号又は電子メールアドレスを事務局に申し出てください。（１回の申込みにつき、１名のみ可）
②　傍聴の申込み受付は、先着順に行い定員になり次第終了します。
③　傍聴を許可する方には、令和８年 11 月５日（木）17：00 までに、電話、ＦＡＸ又は電子メールにより、事務局から連絡します。
（３）会議は、開会から閉会まで全て傍聴できます。

事務局
行政経営課　行政改革グループ
〒790-8570　松山市一番町四丁目４－２
TEL　089-912-2226　FAX　089-921-6363
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyouseikeiei@pref.ehime.lg.jp

傍　聴　要　領

愛媛県行政改革・地方分権推進員会

1　会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和８年 11 月６日（金）14 時 45 分～15 時 00 分までに、会場（愛媛県庁第二別館 10 階 1004 会議室）の受付で氏名及び住所等を記入の上、委員会事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

2　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は退場させられる場合があります。

(1)　会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
(2)　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
(3)　会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
(4)　その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

(1)　会議を傍聴する方は、委員会事務局の係員の指示に従ってください。
(2)　会議を傍聴する方が２の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。